（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第八条　第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

様式第三号及び様式第四号中「日本工業規格」を削る。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第三十九条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十二から別表第十三の二まで及び別表第十三の四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十二号の二から様式第十二号の五まで及び様式第十二号の十から様式第十二号の十五まで中「日本工業規格」を削る。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四十条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第八条**　第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第八条**　第五条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）
（フレキシブルディスクの構造） **第三十九条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第四十条**　第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第四十一条**　第三十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクの構造） **第三十九条**　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第四十条**　第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本工業規格Ｘ六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第四十一条**　第三十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）
様式第一号及び様式第三号から様式第六号まで中「日本工業規格」を削る。 （家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令の一部改正） **第四十一条**　家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令（昭和四十七年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。	

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法 検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、ブロムチモールブルー溶液（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｋ八〇〇一の表ＪＡ・六に定め	**別表第一** 〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の定量方法 検体十・〇ミリリットルを量り、蒸留水を加えて百・〇ミリリットルとする。この液十・〇ミリリットルを量り、蒸留水二十ミリリットルを加え、ブロムチモールブルー溶液（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Ｋ八〇〇六の三に定める方法に